

建設リサイクル法に係る 届出について

大阪府住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課
開発許可グループ

平成27年12月17日

建設リサイクル法に関連する法律の体系の概要

環境基本法

環境の保全について基本理念を規定

循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成する基本原則を規定

一般的な仕組みの確立

廃棄物処理法

廃棄物処理に関する事項を規定

資源有効利用促進法

再生資源の利用の促進に関する事項を規定

(個別物品の特性に応じた法律)

容器包装 リサイクル法

容器包装の
分別収集・再
商品化の促
進について
規定

家電 リサイクル法

廃家電の引き
取り・再商品
化の促進につ
いて規定

食品 リサイクル法

食品廃棄物
の再資源化の
促進について
規定

建設 リサイクル法

解体工事業登
録、分別解体
等、再資源化
等の促進につ
いて規定

自動車 リサイクル法

使用済自動
車の引き取り、
再資源化の
促進につい
て規定

小型家電 リサイクル法

使用済小型
電子機器等
に利用されて
いる金属その
他の回収、再
資源化につい
て規定

これまでは…

ミンチ解体

建築物を、分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。

混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再分別には大変手間がかかり、再資源化が難しくなってしまいます。

最終処分

そのため、結局はそのまま最終処分場へ運ばれることとなります。コストが大きい最終処分を避けて、不法投棄する悪質な業者も跡を絶ちません。

貴重な資源が廃棄物に!



再資源化できるものまで廃棄物となってしまいます

不法投棄



毎年約千件・40万トンもの不法投棄が(全国)

処分場所がない!



最終処分場の残余容量が逼迫しています

建設リサイクル法が施行されてからは…

分別解体

分別しながら解体することで、再資源化しやすくなります。

再資源化を容易に!



壁・柱・梁・床、木材・コンクリートなど、分別しながら解体を進めていきます。

再資源化

原材料として利用不可能な廃棄物を除き、再生可能なものは再資源化します。



危険物・有害物を除くほとんどの建設副産物は再資源化できるので、廃棄物を大幅に減少させることができます。

再利用

再資源化された建設副産物は再利用されます。こうして資源を循環させていくことができます。

資源が循環!



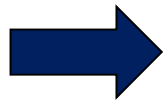
木材チップを再生木質マルチング材として、法面の崩壊防止に利用

私たちの身のまわりの様々なところで、再資源化された建設副産物が利用されています。

特定建設資材

(建設リサイクル法施行令第1条)

- U 再資源化が、資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること
- U 再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない(義務付けが過度の負担にならない)こと



- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材
(プレキャスト版鉄筋コンクリート版など)
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート

分別解体等の義務付け (建設リサイクル法第9条)

- I 以下の条件の両方を満たす工事が、**対象建設工事**として
分別解体等・再資源化等の義務付けの対象

条件①

- ・**特定建設資材**を用いた建築物等に係る解体工事

又は

- ・**特定建設資材**を使用する新築工事等

条件②

- ・建設工事の規模に関する**基準以上**のもの

対象建設工事の規模基準

(建設リサイクル法施行令第2条)

< 規模基準 >

建築物の**解体工事**

床面積 80㎡ 以上

建築物の**新築・増築 工事**

床面積 500㎡ 以上

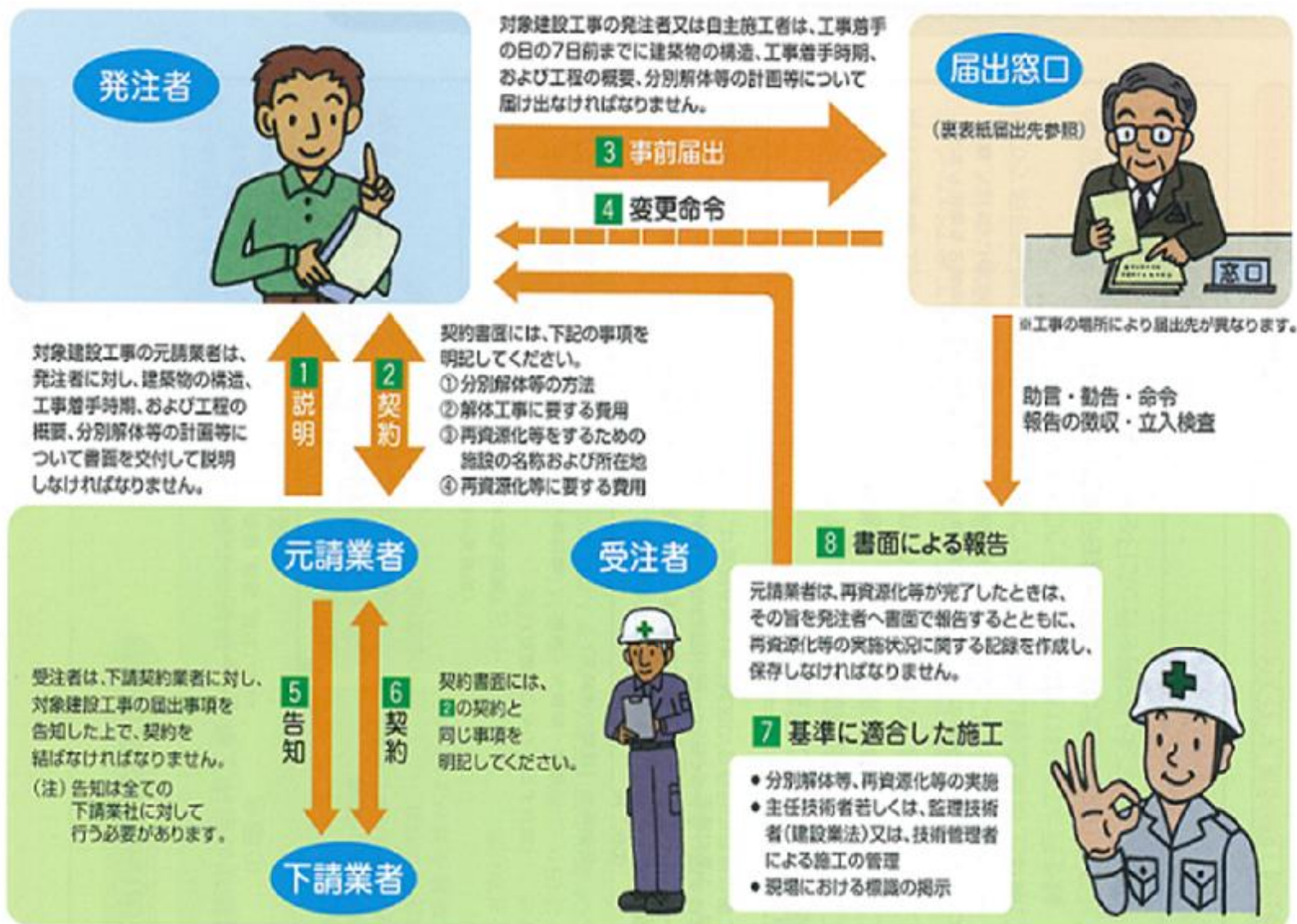
建築物の**修繕・模様替(リフォーム)**

金額 1億円 以上
(消費税を含む)

土木工事

金額 500万円 以上
(消費税を含む)

建設リサイクル法に関する全体の流れ



（発注者届出先について）

（イラスト等の出典：建設副産物リサイクル広報推進会議）

建築物に係る解体工事の工程

建築物に係る解体工事の工程

I 施工手順の原則

① 建築設備、内装材、建具等の取り外し

② 屋根ふき材の取り外し

③ 外装材・上部構造の解体

④ 基礎の解体



解体工事の施工の基本手順

①建築設備、内装材、建具等の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



内装材の取り外し



建具の取り外し

解体工事の施工の基本手順

②屋根ふき材の取り外し

・手作業で実施（施行規則第2条第7項）



屋根ふき材の取り外し

解体工事の施工の基本手順

③外装材・上部構造の解体

・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



外装材の取り壊し



上部構造部分の取り壊し

解体工事の施工の基本手順

④基礎の解体

- ・手作業または手作業と機械作業の併用で実施



基礎の取り壊し

分別解体等・再資源化等の実施



コンクリート塊の分別



建設発生木材の搬出

技術管理者による施工の管理

(建設リサイクル法第32条)

技術管理者



標識の掲示(建設業者の場合)

(建設リサイクル法第33条)

